

令和元年度 分譲共同住宅 補助金申込書提出時の必要書類

をつけるなどして、確認時にお役立てください。



補助金交付申込書 ※記入漏れはないですか？

地図 (対象設備の設置場所の所在地が分かるもの)

現況写真 (対象設備設置前) ※ L判サイズ以上の写真を A4 用紙に貼付けるか、A4 用紙に 2~4 枚分をカラー印刷してください。
※ 実績報告書提出時に提出していただく写真もできるだけ同じ位置から同じ角度で撮っていただくようにお願いします。

◀ 近景 (屋根等設置予定部分) 遠景 (設置場所含む住宅全体) ▶

工事請負契約書のコピー

経費の内訳 (見積書の写し) ※太陽電池モジュールの金額、型番、枚数が明記されているもの

パンフレット (商品の型番と公称最大出力数が確認できるもの)

※パンフレット掲載外の場合は、対象設備の仕様が確認できるものを提出

建物の配電図 (A3 用紙に印刷し、太陽光発電による電力導入部にマーカーで色付)

重要事項説明書等 (共用部分に太陽光発電設備の記載があり、後に区分所有者によって管理組合が設立されることが明示されたもの)

その他、市長が必要と認める書類*

(* は必要に応じて提出していただく書類です。)

◎申込時の注意事項

- 太陽光発電設備の設置工事はまだ始まっていませんか？
(交付決定通知前に工事着工をされていた場合、補助金交付は不可となります。)
- 申込日と工事の着工予定日の間は 10 日以上あいていますか？
- 補助金交付申込額は間違いないですか？
◎太陽電池モジュールにかかる費用、太陽電池モジュールの最大公称出力に **1.5 万円** をかけた額、補助金の上限額 (**36 万円**) のうち、最も少ない額が申込額になります。
- 設備設置対象の分譲共同住宅は、豊中市内にありますか？
- 申込者は、設備設置対象の分譲共同住宅の売主ですか？
- 建築主から申込みされますが、補助を受けるのは管理組合ですか？
- 分譲共同住宅の完成後、区分所有者により設立された管理組合により、設置後の設備が維持管理されますか？
- 設置した設備により発電した電力を共用部分に使用しますか？
- 対象設備の設置後、実績報告は管理組合からの提出になりますが、管理組合に十分引き継ぎを行いますか？
- 設備設置後は、電力会社と余剰電力受給契約を締結しますか？
- 捺印は、インク内蔵型の浸透印やゴム印は不可です（印面および印影が経年劣化するため）。
- 次回、ご本人が申込書を提出する場合は訂正の場合に備えて印鑑（申込書の申込者の欄に押印しているもの）をお持ちすることをお勧めします。
- 記入・押印後の申込書のコピーを取り、保管しておいてください。
(他の書類を提出する際、申込者の印鑑は申込書と同じ印である必要があります)。

